

一般会計予算決算常任委員会総務文教分科会 審査日程

日時 令和4年6月9日（木）

午前10時

場所 第1委員会室

～審査内容～

1 議案第41号 令和4年度山陽小野田市一般会計補正予算(第2回)について

審査番号① 企画部、総務部

(1) 歳入に係る説明

- 15-2-1 企画課
- 19-1-1 財政課

(2) 歳入に係る質疑

(3) 歳出（特定財源を含む）に係る説明

- 2-1-14 総務課（歳入 21-4-3）
- 9-1-3 消防課（歳入 22-1-7）

地方債補正：消防施設整備事業債

(4) 歳出（特定財源を含む）に係る質疑

審査番号② 企画部

(1) 歳出（特定財源を含む）に係る説明

- 2-1-4 情報管理課（歳入 21-4-3）
- 2-1-9 企画課
- 7-1-4 シティセールス課

(2) 歳出（特定財源を含む）に係る質疑

審査番号③ 教育委員会

(1) 歳出（特定財源を含む）に係る説明

- 10-2-2、10-2-4、10-3-2、10-3-4 学校教育課（歳入 15-2-6）
- 10-3-3 教委総務課（歳入 22-1-8）

地方債補正：中学校整備事業、中学校施設改修事業債

(2) 歳出（特定財源を含む）に係る質疑

デジタル田園都市国家構想推進交付金（内閣府地方創生推進室）

令和3年度補正予算額 200.0億円

事業概要・目的

○デジタル技術の活用により、地域の個性を活かしながら、地方を活性化し、持続可能な経済社会を目指す「デジタル田園都市国家構想」を推進するため、地方からデジタルの実装を進めていくことが喫緊の課題。

○このため、デジタルを活用した、意欲ある地域による自主的な取組を応援するため、デジタルを活用した地域の課題解決や魅力向上の実現に向けて、国が交付金により支援する。

○具体的には、①デジタルを活用した地域の課題解決や魅力向上に向けて、他の地域等で既に確立されている優良なモデル等を活用して迅速な横展開を行う事業や、②地方への新たなひとの流れを創出するためサテライトオフィスの施設整備等に取り組む地方公共団体を支援する。

事業イメージ・具体例

（１）デジタル実装タイプ

デジタル化を活用した地域の課題解決や魅力向上に向けて、

- ・ デジタル原則とアーキテクチャを遵守し、オープンなデータ連携基盤を活用する、モデルケースとなり得る取組（TYPE2、3）
- ・ 他の地域等で既に確立されている優良モデル・サービスを活用した実装の取組（TYPE1）

を行う地方公共団体に対し、その事業の立ち上げに必要なハード／ソフト経費を支援。

＜対象事業例＞

- ・ データ連携基盤を活用したスマートシティ構想
- ・ 人手不足に対応するドローンやロボットを活用したスマート農業
- ・ 観光型MaaSやインバウンド向け多言語翻訳アプリ等による観光振興 等

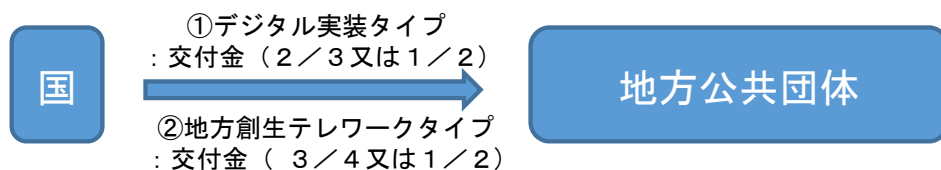
（２）地方創生テレワークタイプ

「転職なき移住」を実現するとともに、地方への新たなひとの流れを創出する地方公共団体を支援。

＜対象事業＞

- ①サテライトオフィス等整備事業（自治体運営施設整備等）
- ②サテライトオフィス等開設支援事業（民間運営施設開設支援等）
- ③サテライトオフィス等活用促進事業（既存施設の拡充・利用促進）
- ④企業進出支援事業
- ⑤進出企業定着・地域活性化支援事業（サテライトオフィス等に進出する企業による地域活性化に向けた事業の支援）

資金の流れ



期待される効果

○地方からデジタルの実装を進め、新たな変革の波を起こし、地方と都市の差を縮めていくことで、「デジタル田園都市国家構想」を推進します。

デジタル田園都市国家構想推進交付金（デジタル実装タイプ概要）

＜令和3年度補正一般会計 20,000百万円の内数＞

目的

- デジタルを活用した意欲ある地域による自主的な取組を応援し、「デジタル田園都市国家構想」を推進するため、デジタルを活用した地域の課題解決や魅力向上の実現に向けた地方公共団体の取組を交付金により支援。

概要

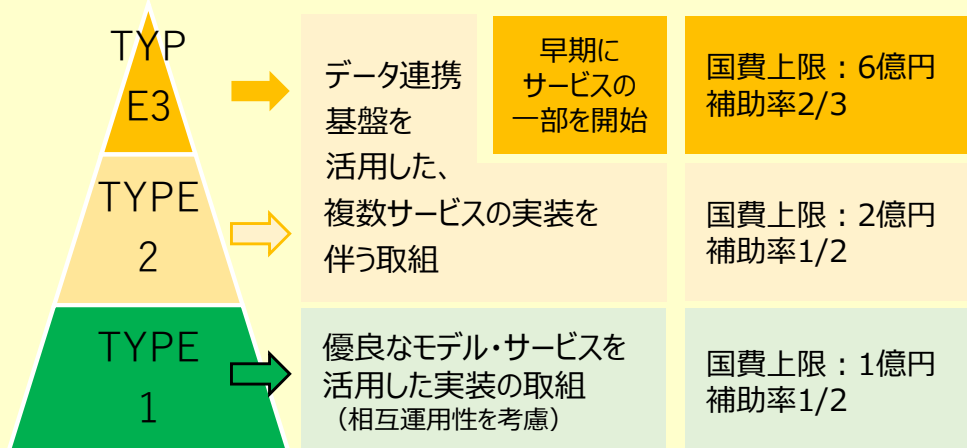
デジタル化を活用した地域の課題解決や魅力向上に向けて、

- データ連携基盤を活用し、複数のサービス実装を伴う取組（TYPE 2・3）
- 他の地域等で既に確立されている優良モデル・サービスを活用した実装の取組（TYPE1）

を行う地方公共団体に対し、その事業の立ち上げに必要なハード／ソフト経費を支援。

詳細

＜TYPE別の内容＞



※申請上限数：都道府県 9事業 市町村 5事業

○要件（TYPE共通）

- デジタルを活用して地域の課題解決や魅力向上に取り組む
- コンソーシアムを形成する等、地域内外の関係と連携し、事業を実行的、継続的に推進するための体制の確立

※TYPE 2・3については、官民および民間事業者間での相互連携性の確保など、デジタル原則への準拠を求める。

＜対象事業の例＞



＜中長期的取組＞

事例の採択・フォローアップや好事例の情報発信により、地域のデジタル実装を強力に支援し、「デジタル田園都市国家構想」を推進。



効果

意欲ある地域における地域の課題解決や魅力向上に向けた先導的なデジタル実装の取組を支援し、地方から国全体へのボトムアップの成長を実現することにより、デジタル田園都市国家構想を推進。デジタルの実装に取り組む地方公共団体：1000団体（2024年度末）を目指す。

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金及びデジタル田園都市国家構想推進交付金充当事業

単位:千円

No.	所属	事業名	事業費	コロナ		6月補正		6月補正後	
				当初予算	5月臨時	コロナ	デジタル田園	コロナ	デジタル田園
1	総務課	文書管理システム更新事業	1,895	1,895				1,895	
2	総務課	本庁舎環境改善事業	1,025	1,025				1,025	
3	人事課	庶務事務システム導入事業	5,676	5,676				5,676	
4	デジタル推進室	DX連携プラットフォーム形成事業	4,049	4,049				4,049	
5	デジタル推進室	アプリを活用した情報発信充実事業	2,145	2,145				2,145	
6	デジタル推進室	キャッシュレス決済導入事業	5,568	5,336		-5,336	2,784	0	2,784
7	子育て支援課	公立保育所栄養管理ソフト導入事業(日の出)	1,308	436				436	
8	子育て支援課	公立保育所栄養管理ソフト導入事業(厚陽)		436				436	
9	子育て支援課	公立保育所栄養管理ソフト導入事業(ねたろう)		436				436	
10	商工労働課	新型コロナウイルス感染症に関する中小企業等支援事業	810	810				810	
11	農林水産課	6次産業化・農商工連携応援事業	5,000	5,000				5,000	
12	農林水産課	新規就農者支援事業	1,816	1,816				1,816	
13	学校教育課	GIGAスクール推進事業(小学校)	44,360	27,058		-1		27,057	
14	学校教育課	GIGAスクール推進事業(中学校)		14,986		-1		14,985	
15	学校教育課	学校図書システム更新事業	4,299	4,299		-4,299	2,149	0	2,149
16	学校教育課	埴生幼稚園栄養管理ソフト導入事業	436	436				436	
17	学校教育課	健康診断器材の滅菌消毒業務委託	1,101	1,101				1,101	
18	中央図書館	電子書籍購入事業	7,000	7,000		-7,000	3,500	0	3,500
19	中央図書館	中央図書館空気清浄機設置事業	212	212				212	
20	商工労働課	スマイルチケット発行事業	367,599		176,937	16,637		193,574	
合計			454,299	84,152	176,937	0	8,433	261,089	8,433

6月議会においては、デジタル田園都市国家構想推進交付金等の内示があり、新型コロナウイルス感染症対応臨時交付金から充当替えを行うものである。

交付金名	内示額	充当額
新型コロナウイルス感染症対応臨時交付金	261,089	261,089
デジタル田園都市国家構想交付金	8,433	8,433

●自治基本条例の見直しについて

1 見直し根拠

- 自治基本条例第35条により「見直しの検討」を規定

第12章 条例の見直し (条例の見直し) 第35条 市長は、社会経済状況の変化等に応じて、5年を超えない期間ごとに、この条例の見直しを検討しなければなりません。 2 前項の見直しの検討を行うために、附属機関として自治基本条例審議会を設置し、適宜提言を受けるものとします。
--

2 自治基本条例審議会

- 自治基本条例審議会規則第3条により委員を規定

(委員) 第3条 審議会の委員は、15人以内とし、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。 (1) 学識経験者 (2) 公募により選出された市民 (3) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者

3 予算額

2款 総務費 1項 総務管理費 9目 企画費 1節 報酬
144千円(4,000円(報酬)×12人(委員)×3回(会議)を想定)
※報酬の額については、山陽小野田市報酬及び費用弁償支給条例による。

4 今後のスケジュール(予定)

令和4年 7月	7月15日号の広報にて市民公募委員の募集
8月	審議会の開催(1回目)
9月	審議会の開催(2回目)
10月	審議会の開催(3回目)
	審議会からの答申
12月	(改正があれば)議案上程

■前回（平成 28 年度）の見直し検討結果等

1 審議会委員

・ 13 名

	区分	種別	職名
1	学識経験者	法曹職	弁護士
2		人権擁護	人権擁護委員
3		職員育成	公平委員会委員
4		大学教授	山口理科大学教授
5	公募市民	市民	応募いただいた市民
6			
7	市長が必要と認めるもの	市民団体等	山陽小野田市自治会連合会会長
8			山陽小野田市助成団体連絡協議会会長
9			小野田商工会議所青年部総務委員長
10			山陽商工会議所青年部専務理事
11			小野田青年会議所理事長
12		大学生	山口東京理科大学学生
13			

2 審議会からの答申及びその対応

<該当する条文>

第8条 20 歳未満の青少年は、その人権が尊重されるとともに、年齢に応じてまちづくりに参加する権利を有します。

2 市民等及び市は、青少年の意見を尊重し、これをまちづくりに反映させます。

<見直しの検討を要する事項>

(1)「20 歳未満」とあるところを、選挙権年齢の引き下げに伴い「18 歳未満」に改正することを検討されたい。

(2)「青少年」という表現について、「少年少女」と改正してはどうかという意見と、「青少年」のままでよいとの意見があり、これについて検討されたい。

<検討結果>

- ・ (1)については、あくまで公職選挙法で定める選挙権年齢に関する改正であり、そもそもの成人年齢を規定する民法については、この時点で法改正の見通しが明らかでない。⇒今後、民法の改正が現実化した時点で再度検討
- ・ (2)については、表現の仕方の問題であり、言葉に対する印象は人それぞれ異なる。いずれの表現も、対象となる世代を明確にするものではなく、また、国の法令においては「青少年」は用いられるが、「少年少女」が用いられるものはなく、法制上も適切な表現とは言えない。⇒現行の「青少年」とするとの結論。

➡ 検討の結果、平成 28 年度時点では見直しの必要なしと判断。

○山陽小野田市自治基本条例

平成23年12月8日
条例第30号

目次

前文

- 第1章 総則(第1条—第4条)
- 第2章 市民等(第5条—第8条)
- 第3章 議会(第9条・第10条)
- 第4章 市長等(第11条—第13条)
- 第5章 行政運営等(第14条—第22条)
- 第6章 情報の公開等(第23条—第25条)
- 第7章 参画及び協働(第26条—第30条)
- 第8章 住民投票(第31条)
- 第9章 危機管理(第32条)
- 第10章 国、県、近隣市及び姉妹都市との連携・協力体制(第33条)
- 第11章 国際交流(第34条)
- 第12章 条例の見直し(第35条)

附則

私たちの住む山陽小野田市は、瀬戸内海に面した水と緑の豊かな自然に恵まれた農林水産業と商工業の盛んなまちで、平成17年3月小野田市と山陽町がひとつになって誕生しました。

先人の築いてきたやすらぎと文化の香りに満ちたこのまちは、私たちのふるさとであり、私たちの手で「住んでいることを誇れるまち」、「未来へ責任を持ち、夢のあるまち」にしていかなければなりません。

そのためには、市民一人ひとりがまちづくりに関心を持ち、市民が積極的に参加し、市、議会と協働してまちづくりを進めていくことが求められます。

私たちは「市民が主役のまちづくり」の実現を目指して、その道しるべとなる市政運営の最も尊重すべき規範として、ここに「山陽小野田市自治基本条例」を制定します。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、山陽小野田市における市民自治の基本理念を明らかにし、市政運営の基本的事項を定めることにより、市民が主役のまちづくりの実現を図ることを目的とします。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによります。

- (1) 市民 市内に住所を有する者をいいます。
- (2) 市民等 市民及び市内に住所を有しない者で市内に勤務し、又は通学するもの及び市内に事業所を有するものその他市内で公共的な活動を行う団体をいいます。
- (3) 市 市長その他の執行機関をいいます。
- (4) 議会 山陽小野田市議会をいいます。
- (5) 参画 市が実施する政策、施策及び事務事業の計画立案、実施、評価等の各段階に市民が参加することをいいます。
- (6) 協働 市民等、市及び議会がそれぞれの責務及び役割を自覚し、ともに協力し、ともに活動することをいいます。
- (7) まちづくり 市民等にとって安心安全な生活環境を実現するなど、より暮らしやすいまちを実現するために行う公共的な活動をいいます。

(基本理念)

第3条 第1条の目的を達成するため、次に掲げることをこの条例の基本理念とします。

- (1) 市民等、市及び議会は、人権を尊重すること。
- (2) 市民、市及び議会は、市政に関する情報を共有すること。
- (3) 市は、市民の参画のもと市政を行うこと。
- (4) 市民等、市及び議会は、それぞれの責務を果たしながら、協働してまちづくりに取り組むこと。

(この条例の位置づけ)

第4条 この条例は、市政運営の最も尊重すべき規範であり、他の条例又は規則の制定又は改廃に当たっては、この条例の趣旨を生かさなければなりません。

第2章 市民等

(市民の権利)

第5条 市民は、市政に関する情報を知る権利を有します。

2 市民は、まちづくりに参加する権利を有します。

(市民の責務)

第6条 市民は、市民自治の主体であることに責任を持ち、積極的にまちづくりに参加するように努めるものとします。

(事業者の責務)

第7条 事業者(営利を目的とする事業を行う者をいう。)は、社会的な役割を認識し、地域社会との調和を図りながら、まちづくりに寄与するように努めるものとします。

(青少年の権利)

第8条 20歳未満の青少年は、その人権が尊重されるとともに、年齢に応じてまちづくりに参加する権利を有します。

2 市民等及び市は、青少年の意見を尊重し、これをまちづくりに反映させます。

第3章 議会

(議会の役割及び責務)

第9条 議会は、市の重要な意思決定機関として、総合的な視野に立ち、市民の意見が適切に反映されるように、市政を監視するとともに政策の立案等を行います。

2 議会は、本会議のほか委員会等を原則公開することとし、かつ、議案の内容、審議の経過及び議会活動の状況等の情報を市民に分かりやすく提供することにより、開かれた議会運営に努めなければなりません。

3 議会は、自ら、地方分権及び協働と参画のまちづくりの時代にふさわしい議会のあり方、開かれた議会運営並びに望ましい議員の姿を求めます。

(議員の役割及び責務)

第10条 議員は、市民の代表として、自己研さんに努め、市民の負託に応えなければなりません。

2 議員は、広く市民の声を聞き、市民へ議会活動及び市政に関する情報を提供するよう努めなければなりません。

第4章 市長等

(市長の責務)

第11条 市長は、民主的で公平かつ公正な行政運営を図るよう努めなければなりません。

2 市長は、市民が市政に関する諸活動に参加できるよう知る権利及び参加する権利を保障しなければなりません。

3 市長は、具体的な目標を掲げた政策公約を公表し、その達成状況を公表するものとします。

(職員の責務)

第12条 職員は、市民の視点に立ち、全体の奉仕者として公正、誠実かつ効率的に職務に努めなければなりません。

2 職員は、自ら職務の遂行に必要な知識、技術等の向上に努め、行政需要及び市民等の要望に即応できる能力を養成しなければなりません。

3 職員は、積極的に市民との信頼関係を築くとともに、共同して地域活動に努めるものとします。

(職員の育成及び資質の向上)

第13条 市は、市政の課題等に迅速かつ的確に対応するため、職員の人材育成を積極的に推進し、資質の向上を図らなければなりません。

2 市は、職員の人材育成及び資質の向上のため、職員に研修及び自己啓発の機会を提供しなければなりません。

第5章 行政運営等

(市の組織及び体制)

第14条 市の行政組織及び執行体制は、市民に分かりやすく、簡素かつ効率的なものでなければなりません。

(総合計画)

第15条 市は、まちづくりの総合的な指針として基本構想、基本計画及び実施計画からなる総合計画を策定し、計画的な行政運営を行わなければなりません。

- 2 市は、社会情勢の変化及び市民等の要望を的確に把握し、適宜総合計画の見直しを行うものとします。

(説明責任)

第16条 市は、政策、施策及び事務事業の計画段階から実施に至るまでの経過を市民に分かりやすく説明する責任があります。

(適正かつ公正な行政運営)

第17条 市は、法令遵守により適正かつ公正に市政を運営しなければなりません。

- 2 市は、市政運営上の違法行為及び不当要求による損失を防止するため、公益通報及び不当要求防止の制度を定め、適切に運用しなければなりません。

(財政運営)

第18条 市は、総合計画及び行政評価を踏まえた適切かつ効率的な中長期の財政計画を策定しなければなりません。

- 2 市は、予算編成及び財政運営に当たっては、財源を効率的かつ効果的に活用することにより、健全な財政運営に努めなければなりません。

- 3 市は、毎年度の予算及び決算その他の市の財政状況に関する情報を市民等に分かりやすく公表しなければなりません。

(行政評価)

第19条 市は、効率的かつ効果的な市政運営を行うため、政策、施策及び事務事業について行政評価を行い、その結果を分かりやすく市民等に公表しなければなりません。

(監査)

第20条 監査委員は、市の財政等の監査を行うに当たり、事務事業の適法性のほか、有効性、効率性等の評価を踏まえた監査を行うように努めます。

(広報広聴機能の強化)

第21条 市は、市民の市政に参画する権利及び行政情報を知る権利を保障するため、行政情報の提供及び市民の意見、要望等を聞く場を設けます。

(意見、要望、苦情等への対応)

第22条 市は、市民等からの意見、要望、苦情等を迅速かつ誠実に処理し、対応しなければなりません。

- 2 市は、市民等からの意見、要望、苦情等で適切な措置が必要な事項については、市政運営に反映させなければなりません。

第6章 情報の公開等

(情報の公開)

第23条 市及び議会は、市民が行政情報を知る権利を保障するとともに、その保有する情報は法令により制限される場合を除いて、公開しなければなりません。

- 2 市及び議会は、市政に関する意思決定過程の情報を市民に分かりやすく、積極的に明らかにしなければなりません。

- 3 市は、審議会、協議会等の附属機関及びこれに類するもの(第28条において「審議会等」という。)の会議を原則として公開しなければなりません。

(出資法人との情報共有)

第24条 市は、市が出資している団体に情報公開の促進について指導しなければなりません。

(個人情報の保護)

第25条 市は、個人に関する情報の保護を図るため、個人情報の収集、利用、提供及び管理について必要な措置を講じなければなりません。

第7章 参画及び協働

(市政への参画)

第26条 市民は、市政に参画することができます。

- 2 市は、市民の市政に参画する権利を保障するため、参画の機会を確保しなければなりません。

(計画策定等における参画及び協働)

第27条 市は、総合計画等重要な計画の策定又は見直しに当たっては、市民の参画を得て、協働で行います。この場合において、当該策定又は見直しの過程を適宜公表するものとします。

- 2 市は、前項の計画の策定又は見直しの段階でパブリックコメント(市民意見公募制度のことをいう。)を実施しなければなりません。

(審議会等委員の公募)

第28条 市は、審議会等の委員の選定に当たっては、市民から公募するなど、市民の多様な意見が反映されるようにしなければなりません。

(協働)

第29条 市民等、市及び議会は、まちづくりのために、互いを尊重し、協働するものとします。

2 市民等、市及び議会は、協働のまちづくりを進めるために必要な環境整備に努めるものとします。

3 市民等、市及び議会は、協働の推進に当たっては、情報の共有と対話を基本とします。

(公共的民間団体)

第30条 市民等は、心豊かで住みよい地域づくり及び地域の課題の解決に向けて、主体的に公共的民間団体(市と連携し、及び協働して各分野で公共的に活動する団体をいう。以下同じ。)の活動に参加するよう努めるものとします。

2 市は、まちづくりにおける公共的民間団体の活動の果たす役割を尊重し、促進するための支援に努めなければなりません。

第8章 住民投票

(住民投票の実施)

第31条 市長は、市政運営上の重要事項について、広く市民の意思を直接問う必要があると認めるときは、条例に基づき住民投票を実施することができます。

2 市民、市及び議会は、住民投票の結果を尊重しなければなりません。

第9章 危機管理

(危機管理)

第32条 市は、市民等の安心かつ安全な環境を維持するため、緊急時に備え、総合的かつ機能的な活動ができるよう危機管理体制を確立しなければなりません。

2 市は、[前項](#)に規定する目的を達成するため、危機管理意識の醸成及び広域的視点から国、県及び近隣市との連携を図らなければなりません。

3 公共的民間団体は、関係機関及び市と連携し、市民が安心して生活できるような施策に協力するよう努めるものとします。

第10章 国、県、近隣市及び姉妹都市との連携・協力体制

(国、県、近隣市及び姉妹都市との連携・協力体制)

第33条 市は、市民等が共有している問題を解決するために国、県及び近隣市と密接な連携と協力の下に情報交換等を行いながら、共通の課題解決に努めるものとします。

2 市は、市民等にとって必要な政策課題の実現のために、国又は県に具体的な政策提言又は要望を行うものとします。

3 市は、姉妹都市との連携及び協力を深め、得られた情報及び知恵をまちづくりに生かすものとします。

第11章 国際交流

(国際交流)

第34条 市は、平和、人権、環境、資源等の国際的規模の諸問題に関し、国際的視野を持ち、国際社会に果たすべき役割を認識して、市民及び議会と共に広く国際交流に努めるものとします。

第12章 条例の見直し

(条例の見直し)

第35条 市長は、社会経済状況の変化等に応じて、5年を超えない期間ごとに、[この条例](#)の見直しを検討しなければなりません。

2 [前項](#)の見直しの検討を行うために、附属機関として自治基本条例審議会を設置し、適宜提言を受けるとします。

附 則

[この条例](#)は、平成24年1月1日から施行する。

4. 重点プロジェクトの主な取組内容

(1)「① 観光地域づくり」の取組

①-1 コロナ禍における集中的な対策

- ・山口ゆめ回廊博覧会を通じて築いたまち歩き観光のコンテンツや受入体制を生かした圏域版マイクロツーリズムの取組
- ・国、県の観光キャンペーン等に合わせた観光需要取込み策の展開 等

①-2 大阪・関西万博開催を契機とした交流人口の回復と広域観光の取組

- ・令和7年の大阪・関西万博開催前後に合わせたディステーションキャンペーン等の誘致、国・県等のキャンペーンと連動した交流創出事業の企画・実施
- ・欧米豪を中心としたインバウンド誘客の推進、観光客1人当たり消費額の増加を図る取組の検討 等



ディステーションキャンペーンの誘致(写真:平成29年時)

①-3 広域交通結節点等を生かした新たな交流の創出

- ・山口県との連携による山口宇部空港を起点としたワーケーション誘致の取組
- ・圏域全体での大規模なコンベンション誘致の推進、圏域内の経済循環の促進 等

①-4 広域的なMaaSの展開による圏域の周遊促進

- ・山口県や交通事業者等と連携した新たなモビリティサービス(MaaS)の展開、バス・鉄道駅への交通系ICカードの導入促進 等

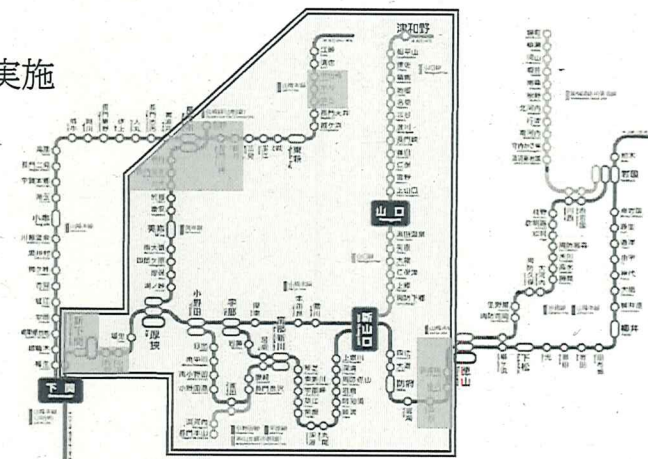
①-5 圏域内交流の更なる促進に向けた取組

- ・公共施設の相互利用の促進に向けた取組
- ・利用者登録の広域化、観光・文化施設における子どもの施設入場無料化イベントの実施
- ・各市町の自然や歴史文化などの体験学習を通じた子どもの圏域内交流の検討

①-6 地域公共交通の維持・確保

圏域内の移動を支える地域公共交通の維持・確保を図る取組を進め、住民・来訪者の双方にとって満足度の高い圏域づくりを進める

- ・交通事業者に対する公共交通の路線・便数等の維持に向けた要望
- ・国、県に対する公共交通の維持確保・利便性向上への支援の拡充に向けた要望
- ・交通事業者等と連携した公共交通の利用促進の取組、バス・タクシー等の運転士確保に向けた取組 等



圏域の移動を支える鉄道等の維持・確保を図る

令和４年６月９日

■令和４年度山口ゆめ回廊圏域住民周遊促進事業について

１ ７市町における事業目的及び概要

- ・県央７市町に居住する住民に７市町という枠組をより知ってもらい、巡ってもらうことを目的とする。
- ・公共施設（観光又は文化施設）において、夏休みを実施期間とし、７市町に居住する子どもが支払う料金を減免する。

２ 本市の実施内容

（１）対象施設 きららガラス未来館

- ・本市は、これまできららガラス未来館を拠点として、「ガラスアートのまちづくり」に取り組んでおり、施設に来館される方は、年々増加していた。しかしながら、近年のコロナ禍の影響により、来館者数は減少を余儀なくされたが、このたびの事業をきっかけとして、ガラス文化を市内外にＰＲし、より多くの方にガラスの魅力、まちの魅力を知ってもらい、来館者数の増加に繋がたいと考える。

（２）対象者の範囲及び減免の内容

- ・対象者は、中学生以下の子どもとし、保護者同伴を条件とする。ただし、７市町共通のルールとして、学校、子供会等の団体利用は不可とする。

- ・きららガラス未来館におけるガラス体験料を半額に減額する。

（対象とするガラス体験）

- ①エナメル絵付け体験（１,３００円～）
- ②サンドブラスト体験（１,０８０円～）
- ③ジェルキャンドル体験（１,０８０円～）
- ④万華鏡体験（１,２７０円）
- ⑤ガラスアクセサリ体験（１,６１０円～）

（３）実施期間

- ・７月２１日（木）から８月３１日（水）までの夏休み期間における開

館日とする。ただし、お盆期間である 8 月 13 日（土）から 16 日（火）までは除く。

(4) 事業の周知

・ 7 市町の対象施設で利用できるクーポン券が付いたチラシを、夏休み期間に入る前に、幼稚園、保育園、小・中学校で対象となる子どもに直接配布し、周知を行う。併せて、事業実施について、広報紙に掲載し、周知を行う。

3 事業費の算出

(1) 期間中における体験料合計額の算出

	開館日数 (※1)	受入上限 人 数	単価／人 (※2)	圏域の 利用率 (※3)	体験料 合計額
7 月分	9 日	100 人	1,700 円	8 割	1,224,000 円
8 月分	19 日	100 人	1,700 円	8 割	2,584,000 円
合 計	28 日				3,808,000 円

※1 休館日は、月曜日及び火曜日。

ただし、祝日の場合は、翌水曜日が休館日。

※2 一人当たりの単価については、過去 3 年間の実績の中で、最も一人当たりの平均単価が高い令和 2 年度 1,605 円の 100 円未満を切り上げた 1,700 円とする。

※3 圏域の利用率については、山口県央連携都市圏域に居住する中学生以下の利用率を想定している。

(2) 市が負担する金額の算出

3,808,000 円（体験料合計額）× 1/2（半額割引）＝ 1,904,000 円



令和4年度「山口ゆめ回廊」圏域住民周遊促進事業

家族でめぐる身近な旅で、新たな魅力発見プロジェクト

山口ゆめ回廊圏域に
お住まいの方限定
(山口市・宇部市・萩市・防府市・美祢市・
山陽小野田市・津和野町)

山口ゆめ回廊

山口県央7市町

Kids Summer Pass 対象施設小人料金減免チケット

実施期間 2022. 7/20(水) → 8/31(水) *宇部市は8/6(土)~8/31(水)
山陽小野田市は7/21(木)~8/31(水)

夏休み期間中、山口県央連携都市圏域「山口ゆめ回廊」の7つの市町にある施設を
お得に楽しめる! このパスを使って、みんなが暮らすこの街の魅力をもっともっと知ってみよう!

文化財施設9施設 「文化財施設1日券」無料

- ①木戸孝允旧宅 ②青木周弼旧宅 ③旧久保田家住宅
④口羽家住宅 ⑤旧厚狭毛利家萩屋敷長屋 ⑥旧湯川家屋敷
⑦桂太郎旧宅 ⑧伊藤博文別邸 ⑨旧田中別邸
⑩萩市観光課 TEL.0838-25-3139(受付8:30~17:15)

秋芳洞

冒険コース料無料

景清洞

探検コース料無料

別府弁天池釣り堀

竿代無料

*休館日なし ※入洞料は別途必要
⑩美祢市観光協会
TEL.0837-62-0115
(受付8:30~17:00)

森鷗外記念館

入館料無料 *月曜休館

⑩森鷗外記念館
TEL.0856-72-3210
(受付9:00~17:00)

島根県
津和野町

山口市菜香亭

観覧料無料 *火曜休館

⑩山口市菜香亭 TEL.083-934-3312
(受付9:00~17:00)

十朋亭維新館

観覧料無料 *火曜休館

⑩十朋亭維新館 TEL.083-902-1688
(受付9:00~17:00)

狐の足あと

足湯入浴料無料 *年中無休

⑩狐の足あと TEL.083-921-8818
(受付8:00~22:00)

きららガラス未来館

ガラス作品制作体験半額

全ての体験が割引対象となります。
*月・火曜休館

⑩山陽小野田市シティセールス課
TEL.0836-82-1151
(受付8:30~17:15)

夏休みだよ! 昆虫展 inときわ公園

入場料無料 *火曜休館

⑩ときわミュージアム
TEL.0836-37-2888(受付9:00~17:00)

三田尻塩田記念産業公園

入園料無料 *月曜・8/12(金)休園

*塩づくり体験は、1週間前までに要予約
⑩三田尻塩田記念産業公園
TEL.0835-25-3510(受付9:00~16:00)

キッズサマーパス対象施設の詳細情報は、「西の京やまぐち」から検索Q 対象施設を周遊するデジタルスタンプラリーの情報も掲載!!

お問い合わせ 山口観光コンベンション協会 TEL.083-933-0088 (受付9:00~17:30)

※下のパスチケットを切り取って各施設にご持参ください。パス1枚で中学生以下4名まで有効です。ご利用の際、学生証等年齢を確認できるものをご提示いただく場合がございます。※ご利用は保護者同伴に限ります。お子様のみでのご利用はできません。※宇部市・山陽小野田市のパスは1回限り、その他の市町のパスは期間中何度でもご利用いただけます。※お盆期間中(8/13~16)はご利用いただけません。※ご利用はご家族単位に限ります。学校や子供会等、団体での利用はできません。

キッズサマーパス Kids Summer Pass

山口市 萩市 防府市 美祢市 津和野町

の指定施設利用無料券

山口市[山口市菜香亭・十朋亭維新館・狐の足あと足湯入浴]
萩市[文化財施設1日券] 防府市[三田尻塩田記念産業公園]
美祢市[秋芳洞冒険コース/景清洞探検コース/別府弁天池釣り堀竿代]
津和野町[森鷗外記念館]

期間中 中学生以下4名まで有効 期間中何度でもご利用いただけます。

有効期間:2022/7/20(水)~8/31(水)

※ご利用は保護者同伴に限ります。お子様のみでのご利用はできません。※お盆期間中(8/13~16)はご利用いただけません。

キッズサマーパス Kids Summer Pass

きららガラス未来館 ガラス作品制作体験半額券 (割引対象:全ての体験)

有効期間:2022/7/21(木)~8/31(水) ※ご利用は保護者同伴に限ります。なお、体験はお子様のみでご利用いただけます。※お盆期間中(8/13~16)はご利用いただけません。

キッズサマーパス Kids Summer Pass

夏休みだよ! 昆虫展 inときわ公園 入場無料券

有効期間:2022/8/6(土)~8/31(水) ※ご利用は保護者同伴に限ります。お子様のみでのご利用はできません。※お盆期間中(8/13~16)はご利用いただけません。

■フィルタリングソフトの主な機能強化内容

不適切なWebページの閲覧を防止する一方で、児童・生徒の学びの機会を奪わないために柔軟に制御

Webサービス制御

豊富なWebサービスへのアクセスをきめ細かく制御可能

サービス名	有効	機能名	アクション	許可カテゴリ名	リスク
☐ YouTube (Google)	☒	YouTube 閲覧	許可	動画配信/アップローダー/ 検索エンジン/Web翻訳・ URL変換/音楽	1
		YouTube 一般動画閲覧	ブロック	動画配信/アップローダー	2
		文部科学省公式チャンネル 閲覧	許可	動画配信/アップローダー	2
		富山県/自治体公式チャンネル (文部科学省等) 閲覧	許可	動画配信/アップローダー	2
		Tokyo 2020公式チャンネル 閲覧	許可	動画配信/アップローダー	2
		YouTube コメント投稿	ブロック	動画配信/アップローダー	3
		YouTube 動画アップロード	ブロック	動画配信/アップローダー	3

児童・生徒が深夜までインターネット利用をすることによる健康問題を防止

時間割機能

特定の時間帯にインターネット利用を禁止することが可能

子どもの機能性・拡張性の向上を実現した、タブレット学習の実証実験を支える「時間割機能」

利用時間制限

利用可能時間: 19時/日/アクション: 実行

時間割設定: 変換作業 2/20件

曜日	時間
1 日 月 火 水 木 金 土 日	08:00 ~ 09:00 09:00 ~ 10:00 10:00 ~ 11:00 11:00 ~ 12:00 12:00 ~ 13:00 13:00 ~ 14:00 14:00 ~ 15:00 15:00 ~ 16:00 16:00 ~ 17:00 17:00 ~ 18:00 18:00 ~ 19:00 19:00 ~ 20:00 20:00 ~ 21:00 21:00 ~ 22:00 22:00 ~ 23:00 23:00 ~ 24:00
2 日 月 火 水 木 金 土 日	00:00 ~ 01:00 01:00 ~ 02:00 02:00 ~ 03:00 03:00 ~ 04:00 04:00 ~ 05:00 05:00 ~ 06:00 06:00 ~ 07:00 07:00 ~ 08:00 08:00 ~ 09:00 09:00 ~ 10:00 10:00 ~ 11:00 11:00 ~ 12:00 12:00 ~ 13:00 13:00 ~ 14:00 14:00 ~ 15:00 15:00 ~ 16:00 16:00 ~ 17:00 17:00 ~ 18:00 18:00 ~ 19:00 19:00 ~ 20:00 20:00 ~ 21:00 21:00 ~ 22:00 22:00 ~ 23:00 23:00 ~ 24:00

平日: 8時~22時まで 休日: 制限無し など

日/時間帯ごとにポリシーを変更可能
放課後や深夜帯の利用を細かに制限することで使い過ぎも防止

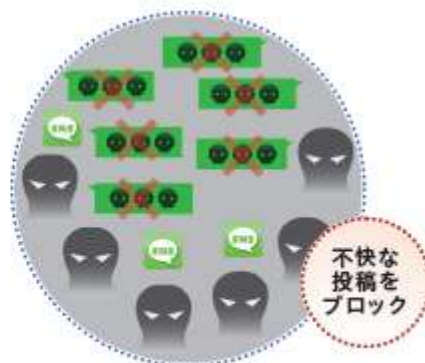
いじめと判断される過激な発言や いじめの原因となる投稿自体を禁止

チャットや掲示板へのファイルのアップロードや 特定の単語を含む投稿のブロックが可能

※教職員による内部情報漏洩対策としても有効的です

指定バイト数を設定することで、オンラインストレージや掲示板へのファイルのアップロードや投稿をブロックすることが可能です。主に児童・生徒の掲示板やSNSサイトへの書き込みや、端末搭載のカメラで撮影した写真のアップロードなどをPOSTフィルターによってブロックすることが可能です。これによっていじめ発言やいじめの原因となる投稿をブロックすることができます。

POST
フィルター



学習端末が原因の 児童・生徒のいじめや自殺を防止

児童・生徒が自殺関連サイトへのアクセスを試みた際、 ブロックするとともに管理者へメール通知可能

※「メル友くん」をご導入いただくことで、警報装置での通知も可能です

見守りフィルターでは児童・生徒が自殺関連サイトへアクセスを試みると、ソフトウェアでブロックすると同時に指定された教職員へのメール通知が実施されます。また、メール通知を実施するフィルタリング条件を管理者が柔軟に設定できます。検索・POST単語レベルでの設定を管理者が自在に設定することが可能です。

見守り
フィルター



教育情報セキュリティポリシーに関するガイドラインの主な改訂内容について（令和4年3月）

① アクセス制御による対策の詳細な技術的対策の追記

アクセス制御による対策を講じたシステム構成を実現するために校務用端末における詳細なセキュリティ対策を追記

項目	概要
校務用端末の詳細なセキュリティ対策の追記	「リスクベース認証」※1、「ふるまい検知」※2、「マルウェア対策」、「暗号化」、「SSOの有効性」などの記述を充実

※1 リスクベース認証：システムへの接続において場所や時間などが通常と異なる場合などにID・パスワードだけではなく追加の認証を行う方式

※2 ふるまい検知：通信内容を監視し、異常、あるいは不審な挙動を検知する仕組み

② 「ネットワーク分離による対策」、「アクセス制御による対策」を明確に記述

「ネットワーク分離による対策」及び「アクセス制限による対策」の記述を分岐させることにより表現を適正化

項目	概要
校務用端末の使い分けについて対策毎に記述を適正化	<u>ネットワーク分離による対策を講じたシステム構成の場合</u> ・ネットワーク毎に複数の端末を使い分ける ※シンクライアント技術等を用いてネットワーク分離に準ずる対策を行い1台の端末で運用する <u>アクセス制御による対策を講じたシステム構成の場合</u> ・アクセス制御を徹底することにより1台の端末で運用
校務用端末の持ち出しに関する記述を適正化	<u>ネットワーク分離による対策を講じたシステム構成の場合</u> ・安全管理に関して追加的な措置を定めた上で許可制とする ※MDMによる遠隔でのデータ削除対策や、持ち出しデータを記録しておき返却時には削除するなどの追加的な措置 <u>アクセス制御による対策を講じたシステム構成の場合</u> ・情報セキュリティ管理者の包括的承認等による持ち出しを検討する

学校等における感染症対策等支援事業(案)

※事業の実施に当たっては、学校長の判断で迅速かつ柔軟に実施することができるよう、「学校裁量経費」として配当予定。

校種	学校名	(歳出) 補助対象経費 ①=②+③	(歳入) 補助額 ①×補助率 (1/2)	消耗品費 (保健衛生用品等)	校用器具費	計
小学校	有帆小学校	900,000	450,000	720,000	180,000	900,000
	高千帆小学校	1,800,000	900,000	1,440,000	360,000	1,800,000
	高泊小学校	900,000	450,000	720,000	180,000	900,000
	小野田小学校	1,350,000	675,000	1,080,000	270,000	1,350,000
	須恵小学校	1,350,000	675,000	1,080,000	270,000	1,350,000
	赤崎小学校	900,000	450,000	720,000	180,000	900,000
	松原分校 (中学部含む)	900,000	450,000	720,000	180,000	900,000
	本山小学校	900,000	450,000	720,000	180,000	900,000
	厚狭小学校	1,800,000	900,000	1,440,000	360,000	1,800,000
	厚陽小学校	900,000	450,000	720,000	180,000	900,000
	出合小学校	900,000	450,000	720,000	180,000	900,000
	埴生小学校	900,000	450,000	720,000	180,000	900,000
	小学校計	13,500,000	6,750,000	10,800,000	2,700,000	13,500,000
中学校	高千帆中学校	1,350,000	675,000	1,080,000	270,000	1,350,000
	小野田中学校	1,350,000	675,000	1,080,000	270,000	1,350,000
	竜王中学校	900,000	450,000	720,000	180,000	900,000
	厚狭中学校	1,350,000	675,000	1,080,000	270,000	1,350,000
	埴生中学校	900,000	450,000	720,000	180,000	900,000
	厚陽中学校	900,000	450,000	720,000	180,000	900,000
	中学校計	6,750,000	3,375,000	5,400,000	1,350,000	6,750,000
	小中合計	20,250,000	10,125,000	16,200,000	4,050,000	20,250,000

学校等における感染症対策等支援事業実施要領

令和4年1月21日

総合教育政策局長・初等中等教育局長・高等教育局長決定

学校保健特別対策事業費補助金交付要綱（以下「要綱」という。）の規定に基づき、学校等における感染症対策等支援事業（以下「本事業」という。）の実施について必要な事項を、本実施要領で定めるものとする。

1. 目的

各学校が児童生徒の安心安全な学習環境を確保しつつ教育活動を着実に継続するため、学校の感染症対策等を講じる取組及び児童生徒の学びの保障をするための取組を実施するに当たり、校長の判断で迅速かつ柔軟に対応することができるよう、学校教育活動の円滑な運営を支援する経費を補助する。

2. 補助対象経費の範囲

補助対象経費については、以下の（１）から（４）に示す範囲とする。

（１）補助対象となる学校種

国公立の小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校及び専修学校（高等課程）を対象とする。

（２）取組内容及び補助対象経費

本事業にかかる取組内容及びそれぞれの取組内容にかかる補助対象経費は下記のとおりとし、各地域における学校の様々な取組状況に応じて選択するものとする。なお、（ア）（イ）のいずれか、又は（ア）（イ）の複数を選択した場合でも、1校当たりの補助上限額は、下記（３）のとおりとする。

（ア）学校における感染症対策等支援

学校教育活動の着実な継続のため、密閉・密集・密接を回避し、児童生徒・教職員等の感染症対策に必要となる物品の購入等に係る経費を支援する。

（例示）

- ・消毒液や非接触型体温計等の保健衛生用品の追加的な購入経費
- ・教職員の負担軽減を図るため、教室等の清掃・消毒作業を外注等の業務委託に必要な経費
- ・教室等における3密対策として、換気を徹底するためのサーキュレーター及びCO₂モニター等の購入経費
- ・感染防止の徹底のため、保健室等の衛生環境の向上に必要な備品等を購入する経費

（補助対象経費）

消耗品費、備品費（据付費含む）、通信運搬費、借損料、雑役務費、委託費

(イ) 子供たちの学習保障支援

児童生徒の学びの保障のため、感染症対策等を徹底しながら、感染の状況や児童生徒の状況に応じた学校での教育活動や家庭学習を実施する際に生じる経費を支援する。

(例示)

- ・家庭における効果的な学習のために用いる教材の購入等、児童生徒の学びのために必要な経費

(補助対象経費)

消耗品費、備品費（据付費含む）、通信運搬費、借損料、雑役務費

(3) 1校当たりの補助上限額

1校当たりの補助上限額は以下のとおりとする。ただし、国立大学法人が実施する補助事業については、以下の表の額に2を乗じた額とする。学校法人等が実施する補助事業については補助上限額の範囲までは定額とする。

(単位：万円)

学校種			全国
小学校 義務教育学校（前期課程）	児童数	1-300 人	45
	児童数	301-500 人	67.5
	児童数	501 人以上	90
中学校 義務教育学校（後期課程） 中等教育学校（前期課程）	生徒数	1-300 人	45
	生徒数	301-500 人	67.5
	生徒数	501 人以上	90
高等学校 中等教育学校（後期課程） 専修学校（高等課程） 特別支援学校（高等部のみ設置）	生徒数	1-400 人	90
	生徒数	401-700 人	112.5
	生徒数	701 人以上	135
	特別支援学校		180
高等学校（通信制課程のみ設置）			45

注)

- ・児童数及び生徒数は令和3年5月1日現在のものとする。
- ・予算の範囲内で、感染状況等に応じて追加配分を行う場合がある。
- ・義務教育学校前期課程及び義務教育学校後期課程は、それぞれ1校として算出する。
- ・中等教育学校前期課程及び中等教育学校後期課程は、それぞれ1校として算出する。
- ・夜間中学校（夜間学級）を併置する中学校は、夜間中学校を含め1校として算出する。
- ・全日制課程の高等学校、定時制課程の高等学校は、それぞれ別に算出するが、全日制課程・定時制課程を併置する高等学校は1校として算出する。
- ・通信制課程を併置する高等学校は、通信制課程を含め1校として算出する。
- ・高等部のみを置く特別支援学校は、高等学校に分類して算出する。
- ・分校は、本校とは別に1校として算出する。なお、分教室は本校に含め1校として算出する。

(4) 補助対象となる期間

令和3年11月26日以降

3. 留意点

- (1) 本事業経費の執行に当たっては、上記2.(2)(ア)学校における感染症対策等を支援する取組、(イ)子供たちの学習保障を支援する取組に必要となる経費に限ること。なお、(ア)(イ)の取組に当たっては、人件費、光熱水費は補助対象経費とならないので留意すること。
- (2) 学校設置者においては、本事業の目的に鑑み、感染症対策等を徹底する取組及び児童生徒の学習保障をするための取組を実施するに当たり、校長の判断で迅速かつ柔軟に対応することができるよう、当該予算を学校に配分すること。

【資料1】厚狭中学校法面整備事業位置図

・ 17.4

